

○ときわ寮美浜デイサービスセンター指定通所介護事業及び指定
第1号通所事業運営規程

平成11年12月28日
規程第5号

(目的)

第1条 この規程は、御坊日高老人福祉施設事務組合（以下「組合」という。）が設置運営するときわ寮美浜デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業及び指定第1号通所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員及び介護職員等（以下「通所介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所介護の提供に当たって、事業所の通所介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、施設において入浴、排泄、食事の提供、機能訓練等を行い、利用者の心身の機能を維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 指定第1号通所事業の提供に当たって、事業所の通所介護員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は、向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たって、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの緊密な連携を図り、総合的なサービスに努めるものとする。

4 上記のほか事業の運営にあっては、和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年和歌山県条例第65号）及び和歌山県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年和歌山県条例第66号）を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ときわ寮美浜デイサービスセンター
- (2) 位置 和歌山県日高郡美浜町大字三尾9番地 特別養護老人ホームときわ寮内

(職員の区分及び定数)

第4条 事業所に次の職員を置く。

- (1) 事業管理者 1人（常勤・居宅介護支援事業と兼務）
- (2) 生活相談員 1人以上

- (3) 看護職員 1人以上
- (4) 介護職員 4人以上
- (5) 機能訓練指導員 1人以上
- (6) 歯科衛生士 1人(非常勤・介護老人福祉施設事業と兼務)
(職務内容)

第5条 職員の職務内容は次のとおりとする。

- (1) 事業管理者 事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも事業の提供にあたる。
- (2) 生活相談員 事業所に対する事業の利用の申し込みに係る調整、利用者の生活相談、レクリエーションを通じての機能訓練等に従事する。
- (3) 看護職員 利用者の健康チェックや健康相談等に従事する。
- (4) 介護職員 利用者の介護等に従事する。
- (5) 機能訓練指導員 心身の機能の減退を防止するための訓練を行う。
- (6) 歯科衛生士 利用者の口腔ケア等に従事する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
サービス提供時間 午前9時30分から午後4時30分までとする。

(利用者の定員)

第7条 事業所の利用者の定員は、1日30人とする。

(事業の内容)

第8条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 生活指導
- (2) 日常動作訓練
- (3) 養護
- (4) 健康チェック
- (5) 送迎
- (6) 家族介護者教室
- (7) 入浴サービス
- (8) 給食サービス
- (9) 運動器機能能力向上
- (10) 口腔機能向上
- (11) 個別機能訓練
- (12) 生活機能向上グループ活動

(利用料等)

第9条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定め基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービス(現物給付)である

時は、その利用者の負担割合に応じた額とし法定代理受領サービスでないときは、その全額とする。なお、厚生労働大臣が定める基準(介護報酬告示)を、事業所の見やすい場所に掲示する。

2 前項の額のほか、利用者より次の費用の支払を受ける。

- (1) 食費 400円
- (2) 事業者が特別に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事 実費

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族(以下「利用者等」という。)に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

- (1) 御坊市
- (2) 美浜町
- (3) 日高町

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は、事業所の各室及び設備等を利用するに当たっては、通所介護員等の指示に従わなければならない。

(緊急時等における対応方法)

第12条 通所介護員等は、通所介護を実施中に、利用者の症状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止委員会を設け、職員への研修の内容、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。
- (2) 虐待防止のための指針の整備。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。
- (5) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。

(非常災害対策)

第13条 事業管理者は、特別養護老人ホームときわ寮消防計画に準拠し、火災、水害その他の非常災害による被害を防止するため、必要な設備の維持管理及び対策を講じるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は、通所介護員等の資質向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1箇月以内
- (2) 繼続研修 年12回以上

- 2 職員は、業務上知り得た利用者等の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、組合管理者と事業管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年規程第 6 号)

この規程は公布の日から施行し、平成 13 年 11 月 8 日から適用する。

附 則(平成 14 年規程第 2 号)

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年規程第 14 号)

この規程は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年規程第 19 号)

この規程は、平成 14 年 11 月 25 日から施行する。

附 則(平成 15 年規程第 1 号)

この規程は、平成 15 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年規程第 11 号)

この規程は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年規程第 4 号)

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年規程第 10 号)

この規程は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年規程第 27 号)

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年規程第 6 号)

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年規程第 9 号)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年規程第 9 号)

この規程は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年規程第 13 号)

この規程は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年規程第 13 号)

この規程は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年規程第 11 号)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年規程第 14 号)

この規程は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年規程第 5 号)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年規程第 13 号)

この規程は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年規程第 6 号)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年規程第 24 号)

この規程は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年規程第 6 号)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年規程第 18 号)

この規程は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年規程第 29 号)

この規程は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年規程第 5 号)

この規程は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年規程第 18 号)

この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年規程第 4 号)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年規程第 4 号)

この規程は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年規程第 18 号)

この規程は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年規程第 7 号)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 元年規程第 16 号)

この規程は、令和 元年 7 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年規程第 6 号)

この規程は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年規程第 15 号)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年規程第 23 号)

この規程は、令和 2 年 9 月 1 日から適用する。

附 則(令和 3 年規程第 13 号)

この規程は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年規程第 9 号)

この規程は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年規程第 2 号)

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年規程第 9 号)

この規程は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年規程第 11 号)

この規程は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年規程第 2 号)

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年規程第 1 号)

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。